

専決処分の報告について

1 報告件名

補装具費（電動車椅子）の支給に係る損害賠償請求事件の和解について

2 事件の概要（訴状の要旨）

身体障害者手帳所持者である原告は、自宅付近に急坂があるため、電動車椅子でないと昇り降りができないとし、平成26年に数回、板橋福祉事務所に電動車椅子の支給申請の相談をした。それに対し、板橋福祉事務所は支給できるのは手動車椅子の費用であると回答した。この回答を受けて、原告は、平成27年5月21日に手動車椅子の支給申請をし、同月28日に手動車椅子の支給決定を受けた。

板橋福祉事務所から電動車椅子の支給決定がされなかったため、平成27年9月3日に原告は電動車椅子を自費で購入したが、板橋福祉事務所の車椅子の支給申請手続に不満を持っていたことから、東京都心身障害者福祉センターへ電動車椅子の支給可否の判定の依頼をした。判定の結果、電動車椅子の支給は適当と認められた。

原告は、板橋福祉事務所担当者の職務上の義務違反により54万8,000円の損害が発生したものとし、令和2年9月4日付けで、区を被告とする損害賠償請求訴訟を提起した。

3 専決処分の内容（和解条項の要旨）

- (1) 被告は、原告に対し、本件解決金として、24万8,000円（電動車椅子の原告による購入代金13万8,000円、原告の弁護士費用（ただし、着手金に限る。）11万円）を、令和4年3月31日限り、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- (2) 原告は、被告に対し、平成27年5月28日に支給決定された手動車椅子を、令和4年3月31日限り、原告宅において引き渡し、被告は、これを受領する。
- (3) 被告は、身体障がい者の補装具費支給業務について、誠実に対応するよう努める。
- (4) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (5) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は各自の負担とする。

4 専決処分年月日

令和4年2月18日